

平成25年10月2日  
露 木 康 浩

「第2 録音・録画の対象とする範囲は、取調べ官の一定の裁量に委ねるものとする制度」について

考えられる制度の概要に関し、1から3までについては同様の考えであるが、4として以下を追加することとしてはどうか。

4 2のほか、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、1に掲げる事件について、当該事件について逮捕又は勾留をされている被疑者の取調べを行うときは、被疑者の供述が任意にされたものであることを明らかにするため、被疑者の供述及びその状況を記録媒体に記録するよう努めなければならないものとする。